

不動産鑑定業者（青森県知事登録）の「変更」登録（個人の場合）

【手続対象者】 青森県知事登録の不動産鑑定業者で次の登録事項に変更があった者

1. 名称又は商号
2. 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員の氏名
3. 事務所の名称及び所在地
4. 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名

【手数料】 なし

【提出部数】 正本1部

	提出書類	事務所の名称の変更	主たる事務所		従たる事務所		専任鑑定士		氏名	備考
			移転	新設	移転	就任	退任			
1	変更登録申請書 (別記様式第九)	○	○	○	○	○	○	○	○	住所地は主たる事務所の所在地を入力
2	法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面 (専任不動産鑑定士の発令書、辞令、任命書等)			○		○				申請者自ら実地に不動産鑑定評価を行う場合は不要(※申請者自身が専任鑑定士を兼任している場合は不要)
3	専任不動産鑑定士の略歴書及び資格を証明する書面			○		○				
4	申請者又は専任不動産鑑定士の住民票抄本		(※) ○	(※) ○	(※) ○		○			いずれも住民基本台帳ネットワークシステムに加入している市町村に住民票がある場合は不要 ※事務所の移転等については、事務所の所在地を確認できる下記の書面を添付してください。 ・住所兼事務所所在地の移転の場合 →申請者の住民票 ・住所地以外の場所に事務所を設ける場合 →賃貸借契約書(写)等
5	戸籍抄本								○	
6	事務所案内図		○	○	○					事務所の新設及び所在地が変更になったとき